

# 令和8年度 大木町預託金融資産制度のご案内

## 町の融資制度とは

大木町では、取扱金融機関、商工会と協力して、中小企業者の皆さんに必要な資金を円滑に調達していただくための融資制度を設けております。負担軽減を目的として利子の一部を補助しています。

## 申込要件

下記の全てに該当する中小企業者の皆さんが申込みことができます。

1. 町内に事業所（事務所・店舗等）又は住居を有する中小企業者であること。但し、町内に事業所または住居のみある場合は、町内において課税対象となっていること。
2. 町税（町民税・固定資産税）の滞納がないこと
3. 大木町商工会の指導を受けていること
4. 福岡県信用保証協会の保証が得られること
5. 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること
6. 暴力団関係団体等と関係がないこと

## 融資概要

主な融資概要は、下記のとおりです。

区分	内容
融資限度	800万円以内 ※融資残高がある場合、残高と申込金額合わせて800万円を限度。
融資利率	年 2.2%（固定金利、町から1.3%補助があるため <u>実質金利0.9%</u> ） <u>※創業予定者は町が指定する創業セミナー受講で、さらにお得に。</u>
資金使途	運転資金・設備資金・創業資金
保証料率	別途あり（申込者に応じ保証協会が審査し決定）
融資期間	7年以内（据置1年以内）
償還方法	1年以内…一括返済又は10回の元金均等分割返済 1年超7年以内…元金均等分割返済
担保-保証人	保証人…法人は代表者、個人は不要。

※融資にあたっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

## 申込受付機関

大木町商工会（三潯郡大木町八町牟田 255-1 TEL 0944-32-1336 FAX 0944-33-0303）

## 取扱金融機関

福岡銀行大木支店（TEL 0944-32-0005）、大川信用金庫大木支店（TEL 0944-32-1112）